

秋の火災予防運動実施！

これから、暖房器具の使用が多くなり、火災が発生しやすい時季を迎えますので、火の取扱いには十分注意しましょう。

実施期間 10月15日 から 10月31日 まで
統一標語 消したはず 決めつけないで もう一度

家族を守る 住宅防火"9"のチェックポイント！！

- ① 暮らしの中の「火災の危険」をチェックする習慣づくりを！
- ② 寝たばこは絶対にしない！
- ③ コンロのまわりは常に整理整頓する。
- ④ ストープは正しい使用方法を守る。給油は消火してから行う。
- ⑤ 電気器具のタコ足配線はしない。使っていないプラグは抜いておく。
- ⑥ 火災の被害を最小限におさえる、防災品を活用しましょう。
- ⑦ 万一の火災に備え、「住宅用火災警報器」と「消火器」を設置しましょう。
- ⑧ 日頃から避難の方法、役割分担などを話し合っておきましょう。
- ⑨ 「放火させない」環境づくりを！

～お知らせ～

火災予防運動期間中は、就寝前の午後8時に"サイレン"を鳴らしますので、もう一度火の元の点検をお願いします。

～ 日高西部消防組合 消防署・日高消防団 ～

共同住宅(アパートなど)の所有者・管理者の皆様へお願い

住宅用火災警報器が、平成23年6月1日から全ての住宅に義務付けとなったことは、既に皆様ご承知のことと思います。

そこで、「全ての住宅」とは、アパートなどの共同住宅も含まれ、設置に関しての義務がありますが、まだ設置していない物件が多数見受けられますので、所有者・管理者の皆様は、自らの財産を守るという意味も含め、早急に設置していただきますようお願いいたします。

なお、自動火災報知設備等が設置されている場合(延べ床面積が500㎡以上の建物など)は、住宅用火災警報器の設置が免除となります。



設置に関するご相談は・・・

消防署予防課予防係(電話 01456-2-1521)

日高支署予防係 (電話 01457-6-2244)

早期発見！！大切な命を守りましょう！

合同行政相談所を開設します

10月17日（月）から23日（日）は「行政相談週間」です。行政相談は、役所の仕事についての苦情や意見要望などをお聞きし、相談員が住民と役所の間に立って、その解決を図るものです。また、日常生活での悩みごとや家庭での諸問題などをお聞きする「心配ごと相談」も合同で（門別地区のみ）行われます。相談は、無料で秘密は厳重に守られます。お気軽にご相談ください。

●日時・会場

▽10月18日（火） 10時00分～15時00分
サン・ポッケ2階

▽10月19日（水） 9時30分～12時00分
厚賀出張所2階

▽10月19日（水） 13時00分～15時00分
門別公民館1階

▽10月20日（木） 9時30分～12時00分
富川公会堂2階

●担当相談員

- ・門別地区 行政相談員・人権擁護委員・民生委員
- ・日高地区 行政相談員

▼お問い合わせ先

- ・日高町役場住民課 住民・年金・地域安全グループ
電話 01456-2-6182
- ・総合支所地域振興課 総務・税務グループ
電話 01457-6-2001

（無料）特設人権・困り事相談所開設

日高人権擁護委員協議会と札幌法務局日高支局では、法の日週間（10月1～7日）にあわせて、下記のとおり「無料特設人権・困りごと相談所」を開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られます。相談内容に応じた解決方法を一緒に考え、アドバイスをいたしますので、お気軽にご相談ください（予約不要）。

●日時 10月4日（火） 10時～15時

●会場 門別公民館 1階

●相談内容

- ☆夫婦間の悩み、離婚問題
- ☆相続・遺言に関すること
- ☆子どもの虐待・DVに関する悩み
- ☆土地の境界など不動産に関するトラブル
- ☆金銭のトラブル、多重債務に関する悩み
- ☆悪徳金融からのいわれのない返済請求
- ☆うわさ・暴言などのいやがらせや名誉侵害
- ☆雇用・解雇・給料などの労働問題
- ☆子どものいじめや体罰

●主催

日高人権擁護委員協議会

電話0146-42-0570

札幌法務局日高支局

電話0146-42-0415

ヒグマに注意！

ヒグマとの事故をなくすためには…

山菜採りの季節がやってきました。

食べ物を求めて歩き回るヒグマと出会わないよう、野山に入る際は次のことに注意してください。

■野山に入る前に

ヒグマの出没情報のある地域やヒグマの注意看板があがっている場所へは入らないようにしましょう。

■ヒグマに出会わない工夫を

ヒグマは思わぬところに出没します。

野山での単独行動は、人とヒグマの双方で気付くのが遅れ、危険な状況になる場合があります。集団での行動を心がけましょう。また、鈴を携行したり見通しの悪い場所では大きな声を出すなど人の存在を早めに知らせる工夫をしましょう。

■野山での飲食は

匂いの強い食物はヒグマを引き寄せる場合がありますので控えましょう。

また、残飯・空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。

【お問い合わせ先】日高町役場 産業経済課

電話01456-2-6185

10月から 鹿の狩猟解禁！

「野山の立入に 注意してください」

今年は10月1日から、狩猟鳥獣の狩猟が解禁となり、道内外を含む多数のハンターが町内に入り込むことが予想されます。

例年各地で誤射による人身事故も発生しているため、出猟・入林する場合は、目立つ服装・帽子などを着用し、事故に遭遇しないよう十分ご注意ください。

【お問い合わせ先】

日高町役場 産業経済課

電話01456-2-6185